

令和元年

寒河江市農業委員会第8回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第8回総会

日時 令和元年8月26日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市文化センター 2階 第2研修室

出席委員

1番 相原 稔	3番 菊地 ひとみ	4番 土屋 喜久夫
5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊	7番 土田 彦雄
8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広	10番 奥山 浩二
11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之	13番 眞木 早百合
14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一	16番 石山 邦一
17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀	

欠席委員

2番 猪倉 通文

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 國井 新弥
4番 石倉 隆一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菊地 健	9番 渡邊 正

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 日下部 靖 広
総務 主 査 高子 英 晴	農地 係 主 事 稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第27号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第28号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第31号 非農地証明願の審議について
- (6) 議第32号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時08分

木村議長 それでは早速、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中出席委員17名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、7番・土田彦雄委員、12番・渡辺裕之委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

私のほうから報告事項になります。まず、2ページをご覧ください。

(報告事項朗読)

木村議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長

ないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第27号から議第32号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第27号「事業計画変更申請書の審議について」
- (2) 議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (3) 議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (5) 議第31号「非農地証明願の審議について」
- (6) 議第32号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第27号から議第32号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番菅井です。

去る8月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の

報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件と非農地証明願案件1件、合計2件を実施し、審査しました。

初めに、議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位28番、寒河江地区中央工業団地の工場用地分譲用敷地への転用案件です。申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第31号「非農地証明願の審議について」、順位1番、寒河江地区の案件です。現地は石持町の土地で、昭和61年10月に農地法第4条の許可を受け、貸し駐車場へ転用し現在に至っているものであり、非農地と判断できる場所でした。

その他、申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時42分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第27号「事業計画変更申請書の審議について」

て」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第27号「事業計画変更申請書の審議について」。

(議案書順位2番朗読)

この件につきまして、8月12日、土屋委員、小野推進委員と現地を視察してきました。現場は酒の九州の東側にある、小沼地区の住宅団地にある一角になります。周辺地域は既に住宅化が進んでおり、この土地だけがあいていたということで、住宅建築になるということがかなってよかったなと思っております。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位2番は、住宅建築用敷地への転用になっています。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第30号農地法第5条での審議もお願いします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第27号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第27号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位33番朗読)

この件につきまして、8月12日、渡辺委員、今井推進委

員と現地を確認してまいりました。申請の内容によりますと、
■さんの親の代から、戦前からこの場所をつくっていて、
このたび所有権移転するということでしたので、何ら問題ない
と見てまいりました。

(議案書順位 3 5 番朗読)

この件につきましては、8月12日、土屋委員、小野推進
委員と現地を確認してまいりました。受人は前から渡人のサ
克蘭ボ畑を栽培しており、引き続きサ克蘭ボを栽培する
ということで、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査
でも異議ありませんでした。

(議案書順位 3 6 番朗読)

この件につきましても、8月12日、土屋委員、小野推進
委員と現地を確認してまいりました。これは県道の金谷地区
に近い田んぼの中にあります場所で、既にネギを栽培されて
おり、問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議あり
ませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。
菊地弘美委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。

8ページをごらんください。

(議案書順位 3 7 番朗読)

渡人は[REDACTED]の兄となっておりまして、受人がその弟の妻という関係になっております。平成8年ごろに、この要件は満たしていなかったため、弟が兄の名義で購入したのですが、その後はもう兄のほうから、固定資産税を払い続けるのは大変だし、亡くなったときに問題が起きるし、下限面積が下がったということで名前を戻してほしいというふうに言われたのですが、弟がことし亡くなっておりまして、相続のほうの手続完了したということで、その妻が申請を行っております。8月12日、鈴木委員と國井推進委員と現地の確認をしてきています。場所は日田の東東風の東側にありまして、最近、追認の申請で転用許可がおりた場所の南の奥側になります。戻す手続ということで、問題はないと思います。なお、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

8ページをごらんください。

(議案書順位34番朗読)

この件につきまして、14日、石山委員、石倉推進委員と現地を確認してまいりました。現地は陵南中学校の前の県道を金谷のほうに向かったぐらいで、高速道路のボックスを通り抜けた左手にある林のようなところですが、雑木を間伐して、日陰を利用して山菜を栽培するということで、不耕起地の解消になると思います。なお、3人でこの畑の周りを見てきま

したが、雑木が茂っている関係上、隣接している畑に枝が伸びているので、間伐をするとき切ってもらいたいと思います。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐（兼）農地係長） はい、議長。

順位 33 番から 37 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 28 号は原案のとおり決定いたし

ました。

木村議長

次に、議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページをごらんください。

(議案書順位4番朗読)

この件も14日、奥山委員、熊坂推進委員と現地を確認してまいりました。現地は高瀬大橋を渡った左手のほうにある牛舎です。申請どおりであれば何ら問題なく、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位4番は、家畜(牛)の飼料置き場等用敷地への転用申請になっております。申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域内にある農地で、原則不許可となっておりますが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供する場合、農業用施設への用途変更がされており、これに該当す

るので、例外的に許可し得るとなっており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、12ページをお願いします。

(議案書順位28番朗読)

この件につきまして、8月20日、事前審査会で現地を確認してまいりました。現地は農協の西部共選場の近くにある、そこだけが田んぼというところにある場所でした。申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位29番朗読)

この件につきまして、8月12日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認しております。先ほどあったとおり、その部分だけあいている土地であり、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。
菊地弘美委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番、菊地です。

(議案書順位27番朗読)

この件につきまして、8月12日に土田委員と渡邊推進委員と現地のほうを見てきました。場所は三泉から溝延に行く途中で、住吉屋食品に曲がるにあります。受人がサク

ランボの栽培面積を年々拡大していて、サクランボの直販の選別所とか駐車場とかでここを利用していきたいということです。周辺農地への影響はないものと考えられます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位27番は、サクランボ直販売と選別作業及び駐車場用敷地への転用になっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、農業用施設であり、計画どおりであれば農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位28番は、工業用地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位29番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適の事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第30号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第31号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第31号「非農地証明願の審議について」。

(議案書順位1番朗読)

この件につきまして、8月20日、事前審査会で現地を調査しております。事由のとおり貸し駐車場として使用しており、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼農地係長))

はい、議長。特に説明はございません。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第31号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第31号は原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第32号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、相原委員をお願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番、相原です。

議第32号「農用地利用集積計画書の審議について」、1

7ページをごらんください。

(議案書朗読)

相続によりまして■■■■さん名義になっていた農地は、今回で全て寒河江市の方への移転が完了ということです。関係者の皆様、ご苦労さまでございました。譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議がありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第32号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第32号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時08分

令和元年8月26日

第8回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 7番委員 土田 彦雄

議事録署名委員 12番委員 渡辺 裕之